

皆様の新しい一歩を応援します！ 各種祝金制度のご案内

伊平屋村定住促進条例に基づく

【お問合せ】
伊平屋村役場 企画財政課
☎ 0980-46-2005

共通要件

- 1.伊平屋村に住民登録があり、登録後1年が経過している
- 2.伊平屋村内に生活の本拠を有する

結婚したら

◆結婚祝金◆

5万円

- 夫婦が共に対象者である場合はどちらか1人に対して支給

【提出書類】

- ①婚姻届出受理証明書
- ②住民票謄本
- ③完納証明書
- ④祝金要件確認表

子どもが 生まれたら

◆出産祝金◆

第一子
10万円

第二子以降
20万円

- 子どもを出産し、出生後最初に本村の住民基本台帳に登録した子どもを養育する対象者に対して支給

【提出書類】

- ①出産祝金給付申請書
- ②住民票謄本
- ③祝金要件確認表

子どもが 進学したら

◆入学祝金◆

中学校
10万円

小学校
8万円

高等学校
20万円

- 村内の小学校または中学校の第1学年に入学した者
 - 村内の中学校を卒業し高等学校等の第1学年に入学した者
- ※上記の対象者の保護者に対して支給

【提出書類】

- ①入学祝金給付申請書
- ②住民票
- ③在学証明書
- ④祝金要件確認表

住宅を 新築したら

◆新築住宅祝金

50万円

- 村内に住宅を新築し、不動産登記をして1年以内の方

【提出書類】

- ①新築住宅祝金給付申請書
- ②住民票謄本
- ③建物登記簿謄本
- ④完納証明書
- ⑤祝金要件確認票

注意

●交付申請は、祝金の交付要件を満たしてから1年以内に行う必要があります。